

ハラスメント防止対策に関する基本方針

1 基本的な考え方

当法人では、顧客に対してより良いサービスを実現するために、仕事に関するあらゆる場所(職場)におけるハラスメントを防止することを目的として、本指針を定めることとする。

2 職場におけるハラスメントの定義

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、下記のようなものをいう。

(1) パワーハラスメント

- ・身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ・精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- ・人間関係の切り離し（隔離・仲間外れ・無視）
- ・過少な要求（仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる）
- ・過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことを強制・仕事の妨害）
- ・個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

(2) セクシャルハラスメント

- ・性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事等への執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すこと等）
- ・性的な行動（性的な関係を強要すること、必要なく身体に接触すること、わいせつ図画を配布・掲示すること、強制わいせつ行為、強姦など）

(3) 妊娠、出産、育児、介護等に起因するハラスメント

- ・職場において、妊娠・出産や育児・介護にかかる休業等の利用に関する言動により、妊娠、出産、育児、介護等の当事者である職員の職場環境が害される行為をいう。

3 職場におけるハラスメント対策

(1) 当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、ハラスメントが発生しないよう、下記の取組を行う。

- ・円滑に日常業務が実施できるよう、日頃から正常な意思疎通に留意する。
- ・役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。

(2) ハラスメント防止の為に、本基本方針を徹底する等ハラスメント研修を定期的に行う。

(3) ハラスメントの相談窓口を設置し、【法人内】法人本部労務担当、各事業所管理職 【法人外】中野社会保険労務士事務所、株式会社 IDO が担当する。

- ・ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。
- ・ハラスメントを行ったと判断された職員については、弁明の機会を十分に保証する。

4 苦情・相談への対応

(1) 苦情・相談の申し出

- ・全ての職員はハラスメント相談窓口にて、職場及び介護現場におけるハラスメントの苦情・相談を申し出ることができる。また、当事者ではないが、他の職員が受けているハラスメントについて不快に感じた職員等も申し出ることができる。

(2) 相談体制の整備

①ハラスメント相談担当者

【法人内】担当：法人本部労務担当、各事業所管理職

【法人外】担当：①中野社会保険労務士事務所 電話：0422-□□-□□□□

②株式会社 IDO

・にんじん・やわらぎ専用 EAP 相談ダイヤル:050-□□□□-□□□□

・ EAP 相談用アドレス:□□□□□@ido294.com

・ IDO メンタルヘルス相談オンライン(専用ホームページ)

ハラスメント相談専用ダイヤル :050-□□□□-□□□□

- ・ ハラスメント相談担当者は、職員等からのハラスメントの苦情・相談の申し出を受け付け、法人内規則に則り、問題処理を行う。
- ・ ハラスメント相談担当者は、ハラスメントの苦情・相談を受け付けた場合は、管理職に報告を行う。また、必要に応じてハラスメント調査委員会の招集を求めることができる。
- ・ ハラスメント相談担当者は、苦情・相談を申し出た職員等が不利益を被らないよう十分に留意する。

②管理職

- ・ 管理職は、ハラスメント相談担当者と連携し、事実関係を調査、関係者への面談等により、客観的な判断の下、適切な対応方法を検討し、問題を処理する。
- ・ 管理職は、ハラスメントが深刻かつ重大であると判断した場合等、必要に応じてハラスメント調査委員会の招集を求めることができる。
- ・ 管理職は、苦情・相談を申し出た職員等が不利益を被らないよう十分に注意する。また、ハラスメントを指摘された職員等に対して、弁明の機会を十分に保証する。

③ハラスメント調査委員会

- ・ ハラスメント調査委員会は、管理職及びハラスメント相談担当者から報告のあった事案及びハラスメントの対応に対して不服申し立てがあった事案等について、その審査、処理にあたることとし、防止対策についての検証、助言を行うこととする。
- ・ ハラスメント調査委員会は、中野社会保険労務士事務所担当者、株式会社 I D O 担当者、該当事業所以外の法人管理職（関連法人の管理職を含む）を委員とする。
- ・ 委員会において検討された防止対策等の内容については、必要に応じて、全ての職員に周知し、ハラスメント防止の意識の高揚を図る。

④事実認定及び処分

- ・ 苦情・相談に関する事実認定及び処分は、各ハラスメントの防止に関する規則に則る。

⑤秘密の保持

- ・ 苦情・相談に関与した者は、関係者のプライバシーや人権を尊重するとともに、問題処理に必要な場合を除き、知り得た情報を漏洩してはならない。

⑥不服申し立て

- ・ ハラスメントの被害者もしくは加害者は、問題処理に不服がある場合、ハラスメント調査委員会に対し審査を申し出ることができる。

5 方針の見直し

ハラスメントを取り巻く状況の変化等により、必要に応じて本指針の見直しを行うこととする。

特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ